

平成21年7月22日
自動車交通局**「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について**

国土交通省では、自動車の安全・環境基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全・環境性能の確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、これに基づく規則（協定規則）について段階的に採用を進めているところです。

今般、前照灯について更なる安全性の向上を図るため、新たに「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」を採用することとしました。

また、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」など11規則が、昨年11月国連の場において改訂されています。

これらを受け「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）等の一部を改正し、本日施行します（改正概要は別紙のとおり）。協定規則の新規採択に係るものにあつては10月1日施行。

これらの改正により、より安全・環境性能の高い自動車が普及するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

本改正に先立って行いましたパブリックコメントの結果につきましては、国土交通省のホームページに公表します。

< お問い合わせ先 >

自動車交通局技術安全部 技術企画課 : 是則、甲斐、高瀬
審査課 : 新井、富岡

【電話】技術企画課（代表）03-5253-8111（内42254）、直通 03-5253-8589
審査課 " "（内42324）、" 03-5253-8596

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則について段階的に採用をすすめているところです。

今般、前照灯について更なる安全性の向上を図るため、新たに「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」を採択することとしました。

また、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第146回会合において、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」など11規則の改訂を採択したことを受け、協定に定める規則改正手続きを経て、本日当該改正案が発効されることとなっています。

その他、基準の適正化のため、「前面（後面）衝突時燃料漏れ試験に係る基準」及び「緊急制動表示灯の作動条件に係る基準」等を改正することとしました。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「装置型式指定規則」（平成10年運輸省令第66号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正することとしました。

2. 改正概要

(1) 協定規則の取り入れに伴う基準改正概要は以下のとおりです。

前照灯

「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える前照灯に適用します。

【改正概要】

光度要件を全面的に見直し、グレア光（対向車等に与えるまぶしさ）が低減されるよう、上方エリアの最大光度規制強化及び下方エリアの最大光度規制を追加します。

すれ違いビームと走行用ビームの機械的な切り換え機構の耐久性に関する条件を追加します。

プラスチックレンズ等の耐久性等に関する条件が追加されます。

通行区分切り換え機能に関する要件を設けます。（装置型式指定を行う場合に限りです。）

連続点灯した際にも光度性能が確保されているものであることとします。

リフレクタを上下2°可動させた時でも配光性能を満たすこととします。

光度が所定の時間内に規定値まで達することを規定します。

が付された項目は、放電灯光源式の前照灯に限り適用します。

【適用時期】

平成26年10月1日以降に製作される自動車に適用します。ただし、乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び大型特殊自動車であって平成26年9月30日までに装置型式指定等を受けた前照灯を備えたものを除きます。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

(2) 協定規則の改正に伴う基準改正概要は以下のとおりです。

乗降口

「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則(第11号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備えるドアに適用します。

【改正概要】

縦開きの後部扉へ適用する試験方法の明確化など、乗降口のドアが衝突等による衝撃を受けた場合、不意にドアを開放し乗員が死傷する事を防止する規定を明確化します。

【適用時期】

平成24年8月12日以降に製作される自動車に適用します。

乗用車の制動装置

「乗用車の制動装置に係る協定規則(第13-H号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高時速25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える制動装置に適用します。

【改正概要】

横滑り防止装置(ESC)に係る性能要件及び試験方法を新たに規定し、ESCを備える自動車にあっては同規定を満たすものでなければならないこととします。

【適用時期】

新型車：平成23年11月1日以降に新たに型式の指定を受ける自動車に適用します。

継続生産車：平成25年11月1日以降に製作される自動車に適用します。

座席ベルト

「座席ベルトの取付装置に係る協定規則(第14号)」、「座席ベルトに係る協定規則(第16号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び乗車定員10人以上の自動車を除く。)に適用します。

【改正概要】

折りたたみ座席(貨物の運送の用に供する自動車に設置するもの)及び

横向き座席（高速道路等を運行しないものを除く）についても座席ベルトの装着を義務付けます。

貨物の運送の用に供する自動車などISOFIX取付装置の装備義務付けがされていない自動車に任意で備える同装置についても協定規則第14号の要件を満たすものでなければなりませんこととします。

【適用時期】

平成24年7月22日以降に製作される自動車に適用します。

座席

「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第17号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び乗車定員10人以上の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

貨物の運送の用に供する自動車に設置する折りたたみ座席についても座席の性能要件を適用することとします。

前向き座席、後ろ向き座席及び横向き座席を新たに定義します。

自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量3.5t超の貨物の運送用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。）には、横向き座席の備え付けを禁止します。

【適用時期】

平成24年7月22日以降に製作される自動車に適用します。

灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

灯火の色が異なる機能が組み込みされている灯火の要件を次のとおり改正します。

- ・ 結合式又は兼用式灯火の光度及び色度要件は、測定する灯火以外の灯火が点灯していない時に満たすものとする。
- ・ ただし、兼用式の車幅灯及び尾灯にあっては、他の灯火が同時点灯している時に他の灯火の色度要件を必ず満たすものとする。
- ・ 制動灯及び方向指示器の兼用式灯火は禁止するものとする。

1個の灯火等の条件のうち、集合式、結合式又は兼用式の灯火等であって、1つのみかけの表面を有する装置内に2つ以上の部分から構成される反射器は、60%面積要件及び15mm間隔要件を適用しないこととします。光源及びヒューズが取り付けられていない灯火器の定義を明確にします。灯火器に交換式光源が使用されている場合には、整備士等の補助を必要とせず交換することができるよう、その交換方法を示した書面等を自動車に備えなければならないこととします。

車室外乗降支援灯の要件を追加します。

【適用時期】

平成23年2月7日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

側方照射灯

「側方照射灯に係る協定規則（第119号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車に備える側方照射灯に適用します。

【改正概要】

光源電子制御装置を取り付ける場合の試験方法を明確にします。

電球以外の光源を使用する側方照射灯について、配光特性の測定方法を明確にします。

【適用時期】

施行日より適用します。（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

その他

「前部霧灯に係る協定規則（第19号）」など4規則について、形式的な改正が行われたため、同様の改正を行います。

(3) その他の基準改正概要は以下のとおりです。

前面（後面）衝突時燃料漏れ試験

【適用対象】

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

前面（後面）衝突時燃料漏れ試験においては、試験速度が50km/h±2km/hを超えてもよいこととします。

【適用時期】

施行日より適用します。

緊急制動表示灯の作動条件

【適用対象】

専ら乗用の用に供する自動車であって、定員10人以上であるもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5tを超えるものに適用します。

【改正概要】

緊急制動表示灯を作動させることができる条件のうち、減速度については、5.0m/s²以上の減速時としていましたが、これを、4.0m/s²以上の減速時でも作動させることができるよう、改正します。

【適用時期】

施行日より適用します。

その他所用の改正を行います。

(4) 参考資料

参考1 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

参考2 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目